

# Ⅱ-⑩ 令和5年度リーファー混載輸出サービス支援事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

## 1. 目的

本事業は、阪神港におけるリーファー混載輸出サービスの定着・拡充を図り、農林水産物・食品等の輸出を増大することにより、阪神港における食輸出の促進を目的に実施するものです。

## 2. 委託事業内容

### (1) 対象事業

令和5年度に阪神港において、定期的にリーファー混載輸出サービスを展開する事業を対象とします。

なお、新規サービスは、令和5年1月以降開始された事業を対象とします。

（ただし、令和5年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。）

ただし、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。

また、委託事業終了後、1年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託をいたしかねますのでご注意ください。

### (2) 委託対象者

リーファー混載輸出サービスを提供する事業者。

※船社と直接輸送契約を行う NVOCC（マスターローダー）を対象とします。

### (3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、下記の目安となる単価をもとに決定します。

ただし、業務委託料の上限は1サービスにつき2,000,000円、1事業者につき5サービスを上限とします。

○目安となる単価

(1) 新規サービス	90,000 円/unit
(2) 既存サービス	前年度貨物量相当まで 60,000 円/unit
	前年度貨物量に比して増加した貨物量 90,000 円/unit

※unitの定義：コンテナサイズを問わず、コンテナ1本を1unitとする。

なお、当事業の対象は、対象期間内に開始される新規サービスは1回以上の輸送を行うこと、既存サービスは2か月に1回以上の輸送かつ令和4年4月～令和5年2月末までの実績と比して増加が見込まれることとします。また、当該事業の対象期間は、最長で対象事業となる当該申請事業の開始日から3年を経過する前日までとし、事業対象となるサービスにおける最初のコンテナヤード搬入日から1年を経過する日の前日までは、業務委託料の100%、1年を経過した日から業務委託料の80%、2年を経過し

た日から 60%に減額します。令和 5 年度内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ませんのでご注意ください。

#### (4) 提出書類

##### 【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式 1 ⑩リーファー混載輸出サービス支援事業）
- ② 提案事業者の会社概要（様式 2 共通）
- ③ その他提案内容の確認のため当社が認める資料

##### 【月次報告時】

- ① 対象サービスの実績が確認できる資料
- ② サービス提供毎のマスターBL 及びハウス BL の写し
- ③ その他貨物の取扱実績の確認のため当社が必要と認める資料
- ④ 各月の輸送計画表（サービス利用者向け資料等）

##### 【事業完了時】

- ① 事業実績報告書（様式 3 ⑩リーファー混載輸出サービス支援事業）
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

#### (5) その他

業務委託を行うリーファー混載輸出サービスについて、当社または港湾管理者等が主催する港湾セミナー等で広報、PR を行う可能性があります。

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

**※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅱ)」をご参照ください。**

以上

##### 【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail [senryaku@hanshinport.co.jp](mailto:senryaku@hanshinport.co.jp)